



国民健康保険料は納期限までに必ず納付を

収納率向上への対策に取り組んでいます

国民健康保険料（国保料）は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費の支払いに充てる貴重な財源です。国保料は、必ず納期限までに納めましょう。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4139）

国民健康保険とは

日本の医療保険制度は、全国民が何らかの公的医療保険に加入する「国民皆保険制度」です。

75歳未満で職場の健康保険などに加入していない人は、必ず国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。「健康だから保険は必要ない」などの理由で、国保に加入しないということはできません。

滞納は制度の運営に影響します

国保加入者が医療機関を受診した際の医療費は、窓口での自己負担分（1〜3割）以外は国保が負担しています。

国保が負担する医療費のうち、国の負担金を除いた額を保険料として、国保加入者の皆さんから集めています。

国民健康保険制度を安定的に運営するために、保険料は納期限までに納めてください。

保険料を滞納すると

保険料が納期限までに納められない場合は、督促状を郵送します。



納期限までに保険料が支払えないときは相談してください

特別な事情で納期限までに納付が困難なときは、具体的な完納計画を提示いただくことで、一時的な分割納付などができます。

また、災害や失業、病気、その他の事由で保険料の納付が困難なときは、一定の条件を満たすと、保険料の減免などを受けられることがあります。

滞納したまま放置せず、納付に困ったら、早めに相談してください。

また、本来の保険料に加えて延滞金を請求する場合があります。

督促状郵送後、文書や電話での催告にもかかわらず納付や相談がない場合は、預金、生命保険、給与などの財産を差し押さえる滞納処分を実施することがあります。

滞納処分の取り組み

帯広市では負担の公平を維持するために、滞納処分を強化して滞納額を減らす取り組みを行っています。

滞納処分は法律に基づき、滞納している人に事前の了承を得ずに行うことができます。催告に応じ

ない、納付の約束を守らない、完納の見込みがなく滞納額が増え続けるなどの場合で、納付する資力があると確認できたときには、滞納処分を実施することがあります。

国保の納付義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入しているも、家族の誰かが国保に加入しているときは、世帯主が滞納処分の対象となります。

滞納が続くと

保険証の内容が変わります

被保険者証（保険証）の有効期間は、通常1年です。有効期間が終わる前に、国保課から新しい有効期間の保険証を郵送します。

しかし、滞納が一定期間続いた場合には、保険証の有効期間が半年になり、交付方法が窓口での手渡しになることがあります。

国保に加入・脱退する場合は届け出が必要です

保険料の滞納が長期間続き、納付相談もない場合には、保険証を返還してもらいか更新を停止した上で、保険証の代わりに、被保険者資格証明書（資格書）を交付します。

資格書が交付されると、病院に支払う医療費をいったん全額自己負担することになります。支払った医療費は、申請することで、7〜9割の医療給付分を返還します。

このとき、返還額から未納の保険料を差し引く場合があります。

また、他の保険に加入しても、自動的に国保を脱退したことにはならないので、必ず届け出をしてください。届け出がないと保険料の請求が続いてしまいます。

こんな時は届け出が必要です

国保に加入するとき

平日の日に相談が困難な場合

日中に相談できない場合は、毎週火曜日の20時まで、毎月最終日曜日の8時45分〜17時30分まで窓口を開設しているので、利用してください。

国保の保険料納付は口座振替で

口座振替は、保険料が各納期限に自動的に引き落とされるので納め忘れがありません。保険料の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

また、キャッシュカードと暗証番号により簡単に口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」を、今年10月から開始する予定です。

〈対象金融機関(予定)〉
帯広信用金庫・北海道銀行・北洋銀行・ゆうちょ銀行

詳細は、国保課にお問い合わせください。



注意

還付金詐欺に注意してください!

帯広市では、保険料や医療費の還付金について必ず文書で通知しています。市職員を装って、電話で「医療費や保険料が返ってくるので、ATMへ行くように」と言われたら、それは詐欺です。医療費や保険料などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

このような電話は、お金をだまし取る「特殊詐欺（還付金詐欺）」です。国保課または帯広警察署（☎25・0110）に相談してください。



- ① 他が市町村で国保に加入している人が帯広市に転入したとき
- ② 他が健康保険の扶養から外れたとき
- ③ 職場の健康保険を脱退したとき
- ④ 子どもが生まれたとき
- ⑤ 生活保護を受けなくなったとき

希望する人は、加入していた職場の健康保険の担当窓口にお問い合わせください。

健康保険の任意継続

一定の条件を満たすと、本人の希望により、退職後も引き続き職場の健康保険（国民健康保険組合を除く）に加入できます。

希望する人は、加入していた職場の健康保険の担当窓口にお問い合わせください。